

岐阜市岩野田北まちづくり表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、岩野田北地区のまちづくりなどの活動において、顕著な功績のあった個人・団体を称え、表彰することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次に掲げる分野を基本とし、役員会において決定する。

- (1) まちづくり・教育・スポーツなどのコンクール・競技などの分野で、行政等から最優秀に相当する表彰を受けた岩野田北地区に所在する個人・団体
- (2) 緊急時の人命救助に当たった個人・団体
- (3) まちづくりに著しい成果の認められる活動を推進する個人・団体
- (4) まちづくりに資する活動を行った個人・団体

(表彰の方法)

第3条 表彰は会長が行う。

- 2 表彰は、当該年度ないしは翌年度の総会において行う。ただし、特に必要があるときは、その都度行うことができる。
- 3 表彰状又は感謝状に、記念品を添えることができる。
- 4 記念品の額は、団体 10,000 円以内、個人 5,000 円以内とし、役員会において決定する。

(補足)

第4条 本規定の実施に必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定めることができる。

附則

この規定は、令和7年5月17日から施行する。

岐阜市岩野田北まちづくり表彰要領

1 趣旨

この要領は、岐阜市岩野田北まちづくり表彰規程(以下「表彰規程」)第4条に基づき、顕著な功績のあった人の表彰について必要な事項を定めるものとする。

2 表彰名

表彰の名称個人・団体及び被表彰者は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状 表彰規程第2条(1)(3)に該当する個人・団体
- (2) 感謝状 表彰規程第2条(2)(4)に該当する個人・団体
- (3) 特別表彰「地域コミュニティ大賞」 上記に該当する中から、とりわけ顕著な功績のあったと認められる個人・団体

3 その他

- (1) 役員等の個人・団体表彰は、県や市などから自治振興、社会福祉、地域防災への貢献などを対象とする岐阜市政功労表彰や関係団体の永年表彰等によることとし、原則として被表彰者とししない。
- (2) ボランティア活動等の表彰は、岐阜市市民参画賞等によることとし、原則として被表彰者とししない。
- (3) 上記(1)(2)の被表彰者は、総会で披露することができる。
- (4) 表彰規程第2条(3)の被表彰者は、まちづくりを効果的・効率的に推進するため、新たな活動や改善強化活動に取り組むことによって成果を得た個人・団体とする。
- (5) 表彰規程第2条(4)の被表彰者は、まちづくりに資するため年間10万円以上の金品の寄付を行った個人・団体や岩野田北地区の名声を高めた個人・団体とする。
- (6) 本要領に定める以外は、役員会で協議する。